

医療事故調査制度の創設（医療法の改正）

意見をよりまとめました。
今回の医療法改正是これを
受けてなされたものです。

その解釈をめぐって見解が分かることとなりました。また遺族への説明に関し、

療事故を隠すのではなく、医療事故から教訓を学び取り、再発防止に活かしていく

栗生樂泉園及び重監房資料館訪問記 ハンセン病療養所の現懲罰施設「特別病院」

セシ病療養所の現在と懲罰施設「特別病室(重監房)」

整備・維持していく必要があるとき
えます。

本年四月二三日、日弁連人権擁護委員が、ハンセン病政策による忠孝園及び重監房資料館を訪問しましたので、報告します。

**懲罰施設
「特別病室」（重監房）**

栗生温泉園には、かつて「特別病室」が存在しました。しかし、実際には病室とは名ばかりで患者を重罰に処するための懲罰施設「重監房」に減食の刑が科されました。食事は一日二回、朝食は梅干一個、おにぎり一個分の麦飯、薄い味噌汁、晩飯は少し大目の麦飯、たくわん三切れ、白湯一

として利用されていました。栗生樂泉園の敷地内にある重藍房資料館において、再現された当時の「重藍房」杯、一日合計約七〇〇 kcal の食事でした。

「重監房」は、一九三八年に谷沿いの山地を切り拓いた一〇八畝の土地を高さ四・五㍍のコンクリート塀で囲い、同じ高さのコンクリート塀で内部を八つに仕切って、その中にそれぞれ木造平屋建ての監房が設置されていました。監房内の広さは便所の生活を想像すれば、心身を正常に保つことがいかに困難な状況で、投獄者にとって絶望的な状況であるかは容易に想像できます。「重監房」には、一人当たり平均約三四日にわたり投獄されていましたが、投獄者数九三名のうち一二三名が獄死しています。

球があるものの電気が通じておらず、壁には縦一三cm、横七〇cmほどの窓があるもののコンクリート屏に太陽

重監房跡。誰か取り壊したか、記録がないといふ

(人權擁護委員會第四部會委員
小金澤俊裕)

第四部 會委員

日弁連は、A宗教団体(以下「A」という)からの人権救済申立てを受け、本年三月一二日、公安調査庁に対し、「無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律」(以下「団体規制法」という)に基づく立入検査に際して、検査が長時間にわたりあるいは深夜に及ぶことによって、構成員の基本的人権が侵害されることがないよう求めた要望を行いました。

これは、Aに対し、①二〇〇九年七月二日、午前五時五十分から午後一時四〇分まで、計一七時間四九分にもわたって行われた滋賀県湖南市住居検査と、②二〇一一年八月一日、名古屋道場から責任者を移動させて、午後二時四六分から午後一時三六分まで行われた金沢道場検査が、いずれも高度の必要性を吟味することなく長時間にわたりあるいは深夜に及んで行われた検査であり、構成員の居住の平穀やプライバシーの権利を侵害していると認定したことにによるものです。

人権侵害の発生には、団体規制法自体の法の不備が大きく影響したこともあり、人権侵害を認定しながらもその処置としては要望にどぎましました。

団体規制法は、オウム真理教の後継団体への適用を念頭に、一九九九年に制定された法律で、後継団体を観察処分に付するとともに、観察処分に

付された団体の施設への立入検査を認めています。この立入検査は、裁判所はおろか公

安審査委員会のチェックさえも受けず、公安調査庁の判断だけで行うことができます。制定に際して、日弁連は、「簡略な手続、厳格さを欠く要件により、(中略)基本的人権を制限する規制措置ができる」とある点において、憲法上の重要な問題点を含んでいました。

立入検査についても、①検査の目的や限界が法文上明らかではなく、無限定に検査ができると解釈されませんでした。

したがって(一九九九年一月二日付けコメント)、問題は解決されませんでした。

立入検査を受けける構成員の受忍義務の範囲が不明確であること、③裁判所の令状に基づく捜索・差押えですら明記されている立入検査の時間的制約についての規定がないことなど、数多くの問題点が存在しています。

人権侵害の発生は、このような法の不備によるところが大き

く、団体規制法の廃止を含めた全面的な見直しが求められます。

要望書にはこれらの点を明記した上で、公安調査庁に提出するとともに、衆議院及び参議院の法務委員会理事・委員に参考送付しました。

(事件委員会)

委員 田中 隆

公安調査庁に対する要望と団体規制法の問題点

は、毎年恒例の刑務所視察として、本年二月六日、岐阜県弁護士会人権擁護委員会とともに岐阜刑務所を訪問しました。

同所は一九八八年に現在地に移転したため、施設は比較的きれいでしたが、地質の関係から地盤沈

八九〇名です。

岐阜刑務所は、L.B.指標(執行

刑期一〇年以上で犯罪傾向の進んだ者)及びB指標(同一〇年未満で犯罪傾向の進んだ者)の受刑者を収容する刑務所で、収容定員は

二〇一四年末時点の収容状況は、

全収容者七二三名中 L.B.指標が

五六二名おり、そのうち無期懲役受刑者は一七四名です。全収容者の約四分の一(二四・四%)が

無期懲役刑受刑者といふのはかな

刑受刑者は一七四名です。全収容

者数の二四・四%が

刑受刑者で、そのうち無期懲役

受刑者は二四名です。

岐阜刑務所は、L.B.指標(執行

刑期一〇年以上で犯罪傾向の進んだ者)及びB指標(同一〇年未満で犯罪傾向の進んだ者)の受刑者を収容する刑務所で、収容定員は

二〇一四年末時点の収容状況は、

全収容者七二三名中 L.B.指標が

五六二名おり、そのうち無期懲役受刑者は一七四名です。全収容

者の約四分の一(二四・四%)が

無期懲役刑受刑者といふのはかな

刑受刑者は一七四名です。全収容

者数の二四・四%が

刑受刑者で、そのうち無期懲役

受刑者は二四名です。

岐阜刑務所は、L.B.指標(執行

刑期一〇年以上で犯罪傾向の進んだ者)及びB指標(同一〇年未満で犯罪傾向の進んだ者)の受刑者を収容する刑務所で、収容定員は

二〇一四年末時点の収容状況は、

全収容者七二三名中 L.B.指標が

五六二名おり、そのうち無期懲役受刑者は一七四名です。全収容

者の約四分の一(二四・四%)が

無期懲役刑受刑者といふのはかな

刑受刑者は一七四名です。

岐阜刑務所は、L.B.指標(執行

刑期一〇年以上で犯罪傾向の進んだ者)及びB指標(同一〇年未満で犯罪傾向の進んだ者)の受刑者を収容する刑務所で、収容定員は

二〇一四年末時点の収容状況は、

全収容者七二三名中 L.B.指標が

五六二名おり、そのうち無期懲役受刑者は一七四名です。全収容

者の約四分の一(二四・四%)が

無期懲役刑受刑者といふのはかな

刑受刑者は一七四名です。

岐阜刑務所は、L.B.指標(執行

刑期一〇年以上で犯罪傾向の進んだ者)及びB指標(同一〇年未満で犯罪傾向の進んだ者)の受刑者を収容する刑務所で、収容定員は

二〇一四年末時点の収容状況は、

全収容者七二三名中 L.B.指標が

五六二名おり、そのうち無期懲役受刑者は一七四名です。全収容

者の約四分の一(二四・四%)が

無期懲役刑受刑者といふのはかな

刑受刑者は一七四名です。

岐阜刑務所は、L.B.指標(執行

刑期一〇年以上で犯罪傾向の進んだ者)及びB指標(同一〇年未満で犯罪傾向の進んだ者)の受刑者を収容する刑務所で、収容定員は

二〇一四年末時点の収容状況は、

全収容者七二三名中 L.B.指標が

五六二名おり、そのうち無期懲役受刑者は一七四名です。全収容

者の約四分の一(二四・四%)が

無期懲役刑受刑者といふのはかな

刑受刑者は一七四名です。

岐阜刑務所は、L.B.指標(執行

刑期一〇年以上で犯罪傾向の進んだ者)及びB指標(同一〇年未満で犯罪傾向の進んだ者)の受刑者を収容する刑務所で、収容定員は

二〇一四年末時点の収容状況は、

全収容者七二三名中 L.B.指標が

五六二名おり、そのうち無期懲役受刑者は一七四名です。全収容

者の約四分の一(二四・四%)が

無期懲役刑受刑者といふのはかな

刑受刑者は一七四名です。

岐阜刑務所は、L.B.指標(執行

刑期一〇年以上で犯罪傾向の進んだ者)及びB指標(同一〇年未満で犯罪傾向の進んだ者)の受刑者を収容する刑務所で、収容定員は

二〇一四年末時点の収容状況は、

全収容者七二三名中 L.B.指標が

五六二名おり、そのうち無期懲役受刑者は一七四名です。全収容

者の約四分の一(二四・四%)が

無期懲役刑受刑者といふのはかな

刑受刑者は一七四名です。

岐阜刑務所は、L.B.指標(執行

刑期一〇年以上で犯罪傾向の進んだ者)及びB指標(同一〇年未満で犯罪傾向の進んだ者)の受刑者を収容する刑務所で、収容定員は

二〇一四年末時点の収容状況は、

全収容者七二三名中 L.B.指標が

五六二名おり、そのうち無期懲役受刑者は一七四名です。全収容

者の約四分の一(二四・四%)が

無期懲役刑受刑者といふのはかな

刑受刑者は一七四名です。

岐阜刑務所は、L.B.指標(執行

刑期一〇年以上で犯罪傾向の進んだ者)及びB指標(同一〇年未満で犯罪傾向の進んだ者)の受刑者を収容する刑務所で、収容定員は

二〇一四年末時点の収容状況は、

全収容者七二三名中 L.B.指標が

五六二名おり、そのうち無期懲役受刑者は一七四名です。全収容

者の約四分の一(二四・四%)が

無期懲役刑受刑者といふのはかな

刑受刑者は一七四名です。

岐阜刑務所は、L.B.指標(執行

刑期一〇年以上で犯罪傾向の進んだ者)及びB指標(同一〇年未満で犯罪傾向の進んだ者)の受刑者を収容する刑務所で、収容定員は

二〇一四年末時点の収容状況は、

全収容者七二三名中 L.B.指標が

五六二名おり、そのうち無期懲役受刑者は一七四名です。全収容

者の約四分の一(二四・四%)が

無期懲役刑受刑者といふのはかな

刑受刑者は一七四名です。

岐阜刑務所は、L.B.指標(執行

刑期一〇年以上で犯罪傾向の進んだ者)及びB指標(同一〇年未満で犯罪傾向の進んだ者)の受刑者を収容する刑務所で、収容定員は

二〇一四年末時点の収容状況は、

全収容者七二三名中 L.B.指標が

五六二名おり、そのうち無期懲役受刑者は一七四名です。全収容

者の約四分の一(二四・四%)が

無期懲役刑受刑者といふのはかな

刑受刑者は一七四名です。

岐阜刑務所は、L.B.指標(執行

刑期一〇年以上で犯罪傾向の進んだ者)及びB指標(同一〇年未満で犯罪傾向の進んだ者)の受刑者を収容する刑務所で、収容定員は

二〇一四年末時点の収容状況は、

全収容者七二三名中 L.B.指標が

五六二名おり、そのうち無期懲役受刑者は一七四名です。全収容

者の約四分の一(二四・四%)が

無期懲役刑受刑者といふのはかな

刑受刑者は一七四名です。

岐阜刑務所は、L.B.指標(執行

刑期一〇年以上で犯罪傾向の進んだ者)及びB指標(同一〇年未満で犯罪傾向の進んだ者)の受刑者を収容する刑務所で、収容定員は

二〇一四年末時点の収容状況は、

全収容者七二三名中 L.B.指標が

五六二名おり、そのうち無期懲役受刑者は一七四名です。全収容

者の約四分の一(二四・四%)が

無期懲役刑受刑者といふのはかな

刑受刑者は一七四名です。

岐阜刑務所は、L.B.指標(執行

刑期一〇年以上で犯罪傾向の進んだ者)及びB指標(同一〇年未満で犯罪傾向の進んだ者)の受刑者を収容する刑務所で、収容定員は

二〇一四年末時点の収容状況は、

全収容者七二三名中 L.B.指標が